

(3) 木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

主な改正内容(別紙1・2参照)

- 第5条2項(改正)
→市長から協議会への諮問規定を新設。
- 但し書きに、第7条に規定する指導等代行措置が、
緊急性を要する場合における規定を新設。

- 旧第5条第2項第4号(削除)
→空家法第12条の「情報の提供、助言その他必要な援助に
関する事項」について、諮問事項から削除。

- 第5条第3項(新設)
→第5条第2項の改正に伴い、協議会の所掌事務を新たに規定。